

住宅防音事業に係る空調機器更新工事(生活保護世帯)の協力業者の募集について

平成 30 年 4 月
独立行政法人 空港周辺整備機構

独立行政法人空港周辺整備機構では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第8条の2の規定等に基づき、福岡空港周辺での航空機の騒音により生じる障害が著しいと認めた国土交通大臣が指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅等について、その所有者等が航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するため必要な工事を行うに際して、予算の範囲内で補助金を交付することとしております。

原則、住宅の所有者等（助成申込者）自らが空調機器等の更新工事を発注し、工事代金を施工業者に支払い後に、補助金交付申請を行うことにより補助金の交付を受けるものですが、生活保護世帯に対する工事代金の支払いは、工事完了後に申請者からの委任に基づいて工事施工業者へ直接支払う制度が設けられています。

今回の募集は、この補助金の交付を受けるため、住宅の所有者等（助成申込を行う生活保護世帯）自らが空調機器等の更新工事を発注する際に施工業者を決定するために参考として使用する名簿を作成するものです。

つきましては、当該名簿への登載を希望される更新工事協力業者を募集しますので、以下に示す内容を十分ご理解の上応募していただきますようお願いします。

記

I 補助の対象となる工事

- 更新工事：防音工事で設置した空気調和機器（エアコン・換気装置・レンジ用換気装置）の取替工事

II 登載の条件と資格

1. 条件

- (1) 工事代金の支払いを工事後に申請者からの補助金代理受領での後払いに協力できる者
- (2) 全額補助金内（基準額以下）の工事を行える者、又は、補助金額を超える工事の場合、申請者から工事時に補助金額を超える代金を受領することで対応できる者
- (3) 工事に伴う関係書類の作成に協力ができること

2. 資格（以下の要件のいずれかに該当すること）

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の第 1 項の規定によるに建築工事業、電気工事業又は管工事業の許可を有する者
- (2) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）第 3 条第 1 項の規定による登録を受けている者
- (3) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 1 項の規定による免状を本人又は使用者が有する者

III 応募の方法

1. 申込方法等

申込書（別添様式1）に必要事項を記入し、次項の添付書類を添えて申込先に郵送又は持参にて申し込むこと。

・受付時間：土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く平日の 10～12、13～17時

<申し込み及び問い合わせ先>

独立行政法人 空港周辺整備機構 地域振興課

〒812-0012 福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

電話：092-472-4594

2. 添付書類

- ・上記「II 登載の条件と資格 2. 資格」（1）（2）（3）各号いずれかの許可証または、登録証若しくは免状の写し
- ・エアコン取扱い可能メーカー報告書（別添様式2）

IV 協力業者名簿への登載等

資格等の確認後、要件を満たしている場合は「更新工事協力業者名簿」に登載します。

ただし、要件を満たし、新たに名簿への登載を希望される業者は、当機構が開催する制度説明会へ出席をしていただきます。（必須）

登載有効期間は設定しませんが、条件・資格を欠くこととなった場合は名簿から削除しますので、引き続き登載を希望する場合は、改めて有効な資格・許可等の写しを提出してください。

また、名簿記載事項が変更となった場合や名簿からの削除を希望する場合は申込先へ連絡して下さい。

○ 登載までの流れと取扱

申込に必要な書類を提出（持参又は郵送）



応募内容の確認を行い、要件を満たしていれば協力業者名簿に登載します。

新たに名簿への登載を希望される業者は、当機構が開催する制度説明会へ出席をしていただきます。（必須）



名簿は、助成申込者に助成申込の審査結果を通知する際に、施工業者を決定するための参考として配布します。

<注意>施工業者の決定は助成申込者が自身で直接行い、必ずしも更新工事協力業者名簿の中から選択することを求めないため、名簿登載は工事の受注を約束するものではありません。

V 登録の削除

次の各号の一に該当することとなった場合には、その者の登載を削除することとなります。

- (1) 資格の許可等の有効期限が満了したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により許可等を受けたことが判明したとき
- (3) 業務に関し不誠実な行為をしたとき
- (4) 廃業及び登載辞退の届出があったとき、または該当する事実が判明したとき
- (5) 工事を施工する能力を有しない者と認められるとき

VI 協力業者名簿の一般世帯への紹介について

一般世帯においても工事に伴う補助金交付申請関係書類の作成の協力を希望される世帯があります。

については、(生活保護世帯) 協力業者登録者で一般世帯の書類作成においても協力していただける方をあわせて募集します。

承諾をいただける方については、承諾書（別添様式3）に承諾の旨記載のうえご提出をお願いいたします。

なお、一般世帯の場合は設置費用の補助金での後払い方式はありませんので、設置時に設置費用を貴社で徴収し領収書を発行することになります。